

平成21年8月31日林振第30106-2号
一部改正 平成24年6月6日林振第30106-1号
一部改正 平成26年3月6日林振第30106-2号
一部改正 平成27年3月17日林振第30106-2号
一部改正 平成28年1月4日林振第30106-3号

群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、「群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）による群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の取扱について、必要な事務手続を定めるものとし、別に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業実施手続

1 収支予算の計上

(1) 市町村

市町村が予算計上する場合は、市町村が事業主体となつて行う事業費とし、別表Ⅰの1の例示に準じて計上する。

(2) 事業主体

別表Ⅰの2の例示に準じて計上する。

(3) 予算の補正

事業計画の変更を行ったときは、予算の補正を行い決定機関の議決を得るものとする。

2 地元負担金の調達

(1) 市町村が事業主体の場合

ア 現金の賦課

分担金等の徴収条例を制定し、条例に定められた分担率により賦課徴収する。

イ 労力および現金負担による賦課

地方自治法に定めるところにより賦課調達をしてはならない。

(2) 協業体等が事業主体の場合

ア 現金負担の賦課

定款または規約の定めるところにより負担方法等について、総会または役員会の議決を経て市町村の場合に準じて賦課徴収する。

イ 労力および現金負担による賦課

原則として行わないこととする。

3 関係法令にもとづく許可、認可

(1) 許可、認可

事業主体の長は、森林法、砂防法、河川法、建築基準法等による許可、農地法にもとづく転用許可、道路法にもとづく占有許可、公有水面埋立法にもとづく免許等、事業着手前に定められた手続を得ておくこと。

(2) 利害関係者の承諾

事業主体の長は、土地使用および費用負担等利害関係者と協議し、承諾書を徴しておくこと。

(3) 労働関係法令にもとづく届出

直営事業を実施する場合には、労働基準監督署に対し関係法令にもとづく届出を行うこと。

第3 事業の実施

1 実施設計書

事業主体の長は、事業実施に当たって要綱第8に基づき様式第1号による事業実施設計書を事業の施行地を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長（以下「所長」という）に提出するものとする。所長はその事業実施設計書の内容を審査し環境森林部林業振興課長（以下「課長」という）に提出するものとする。

2 補助金交付内示

所長は別に通知する予算割当書により、様式第2号により当該事業主体に交付内示を行うものとする。

3 補助金の交付決定

所長は予算割当て書にもとづき様式第3号により交付決定を行うものとする。

4 事業の着工

事業の着工は原則として、補助金交付決定後とするが、やむを得ない事情等により指令前に着工する必要がある場合は、様式第4号による事前着工承認申請書により所長の承認を得るものとする。

5 事業着手届

事業主体の長は、事業に着手したときは直ちに様式第5号により事業着手届を速やかに所長へ提出するものとする。

6 事業の施行

(1) 事業主体の長は、事業種目別、事業箇所ごとに事業執行の顛末を明らかにしておくものとする

(2) 施行方法

ア 地方公共団体を除く事業主体は一般競争入札を原則とするが、これに適さない場合においては、指名競争入札及び随意契約とすることができる。

イ 地方公共団体を除く事業主体は競争入札等に参加しようとする者に対し、様式第6号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

ウ 事業主体の長は、入札条件及び請負人指名の選考等に当たっては、市町村長および所長に協議または意見を求めることができる。

エ 事業主体の長は、入札の結果不調または入札差額金（購入差額金）が生じた場合は、所長に協議し適切な措置を行うものとする。

オ 請負契約締結にあつては、「群馬県建設工事執行規程」に準じて行うものとする。

カ 特殊なものを除き、補助金事業と補助金対象外の工事を合わせて契約してはならない。

7 事業内容の変更

- (1) 事業主体の長は、要綱第10第2項に定める事業内容の重要な変更をしようとするときは、要綱別記様式第3号により変更承認申請書を速やかに所長へ提出し、承認を得るものとする。
- (2) 所長は、変更内容を審査し、事業の適切な遂行にとって当該変更が必要である、或いはやむを得ないと認める場合には様式第7号により承認し、交付額を変更決定するものとする。なお、変更により補助金の額の増減を伴う場合には、所長は、予め課長に協議し、予算割当を受けた後、変更を承認し、補助額を変更決定するものとする。

8 事業遂行状況報告

事業主体の長は、様式第8号により毎月当該月の末日現在の事業遂行状況報告書を翌月5日までに所長に提出するものとする。

9 事業の繰越

- (1) 所長は、要綱第11の規定に基づき繰越承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、様式第9号により課長に協議しなければならない。
- (2) 所長は、前項の承認を受けたときは様式第10号により補助事業者に通知しなければならない。

10 補助金概算払い

- (1) 所長は要綱第12第2項により請求が事業実行上必要であると認めるときは、補助金の額の確定前においても当該事業の実施状況を勘案して補助金を概算払により交付することがある。
- (2) 補助金未交付分については、当該年度の全事業が完了した後、実績報告にもとづく補助金の額の確定を行い精算払により交付するものとする。
- (3) 所長は、前各号により補助金を交付したときは、事業主体の長に対し、速やかに様式第11号による交付金交付通知書により通知を行うものとする。

11 事業の完了

- (1) 事業主体の長は、事業が完了したときは様式第12号により事業完了届を、速やかに所長へ提出するものとする。
なお、施設、路線及び箇所が1つのみの場合は、実績報告書の提出をもって事業完了届にかえることができる。
- (2) 事業主体の長は、事業完了後速やかに要綱第13に基づく実績報告書（要綱別記様式第7号）を所長に提出するものとする。

第4 検査等

1 事業主体の検査

- (1) 事業主体の長は、請負者より出来形検査願及び完成通知書を受領したときは、検査者を定め「群馬県建設工事執行規程」及び「群馬県建設工事検査実施要領」に準じて検査を実施させ、その結果を請負者に通知するものとする。
- (2) 検査者は、検査結果を調書(様式第13, 14号)をもって復命するものとする。

2 現地、現物検査についての協議

事業主体の長は、事業の内容により検査者に検査を行わせることが技術的に困難と認めた場合は、所長と協議し指導を受けることができるものとする。

3 県の確認

- (1) 所長は、次に掲げる場合においては確認者に補助金事業に係る現地、現物及び補助金交付事務について確認を行わせるものとする。
 - ア 事業主体の長から事業完了届又は実績報告書の提出があった場合。
 - イ 所長が必要と認めた場合。
- (2) 確認者は確認の結果を調書(様式14, 15, 16号)をもって復命するものとする。

第5 補助金の確定

所長は、確認の結果適正と認めたときは、様式第17号により交付金の額の確定を行うものとする。

第6 精算報告書

所長は、補助金の額の確定を行ったときは、様式第18号による精算報告書に、実績報告時に事業主体の長より提出された出来形設計書と補助金精算確認調書および事業主体別実施状況調書の写を添えて、当該年度の次の年度の5月末日までに課長に報告する。

第7 補助金等の返還

所長は当該年度の補助金の額の確定によりすでに交付した補助金が、確定額を超過しているときは、速やかに返納通知をし、群馬県財務規則第124条の規定により当該年度の支出した経費に戻入するものとする。

第8 消費税報告

所長は、要綱第13第3項による報告があったときは、6月15日までに課長に提出するものとする。

第9 達成状況調査報告等

所長は、要綱第14による報告があったときは、10月10日までに課長に提出するものとする。

第10 関係書類および帳簿の保存

関係書類および帳簿は、事業完了の翌年度から起算して5ヶ年間保存するものとする。ただし、補助金事業により取得し、又は効用増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、交付金額、取得時期及び処分制限 期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を具備した台帳を備え、かつ、必要な関係書類を整備保管しなければならない。

事業主体の保存すべき関係書類

- (1) 事業実施に関する総会の議事録
- (2) 予算または収支計画関係書類
- (3) 負担金(賦課金)徴収明細書
- (4) 補助金交付申請関係書類
- (5) 事業計画書および設計書関係書類
- (6) 経理に関する帳簿類および証拠書類
 - ア 現金出納簿および預金通帳
 - イ 見積書、請求書、入出伝票、領収書等
 - ウ 借入金台帳
 - エ 労務者名簿(直営)
 - オ 労務者傭役簿(直営)
 - カ 施工関係書類(工程表、日誌、材料検査簿、写真帳等)

- キ 設置施設財産台帳または備品台帳
- ク 用地借入簿
- ケ 財産利用簿および管理または利用規定

第11 施設（機械）の運営管理

1 運営管理の方針

設置した施設等の運営管理については、事業目的が十分達成されるよう適正に行うものとする。

2 運営管理主体

原則として、事業主体が行うものとする。ただし、事業目的に反しない限り、地方自治法第244条の2第3項（指定管理者制度）を適用して、民間事業者等に運営管理を委託することができるものとする。

3 運営管理の方法

(1) 運営管理主体は、その運営管理する施設等について、次の事項を規定した運営管理規定を定め、適正な運営管理を行わなければならない。

- ア 目的
- イ 施設（機械）の種類、構造、規模、型式
- ウ 施設の設置場所
- エ 運営管理責任者
- オ 利用者または使用者の範囲
- カ 利用方法または使用方法に関する事項
- キ 利用料または使用料に関する事項
- ク 施設の保全に関する事項
- ケ 施設の償却

(2) 運営管理主体は機械の合理的な管理に資するため、次の諸帳簿を備えつけておくものとする。

- ア 作業日誌
- イ 機械履歴簿
- ウ 整備台帳
- エ 燃料受払簿

(3) 運営管理主体は、天災その他の事故により設置した施設に被害を受けたときは、ただちにその状況を市町村長に報告し、市町村長は所長に報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成21年 8月31日から施行し、平成21年度事業から適用する。

この要領は、平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成26年度補正事業から適用する。

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

(別表 I の 1)

市町村予算科目例示

事業実施地域

歳 入	歳 出
<p>第 款 県支出金 第 項 県補助金 第 目 農林水産業費補助金 第 節 林業・木材産業再生緊急対 策事業促進対策費補助金 第 細節 林業費補助金 (説明) 森林整備加速化・林業再生基金事業 林業・木材産業再生緊急対策事業</p>	<p>第 款 農林水産業費 第 項 林業費 第 目 林業・木材産業再生緊急対 策事業促進対策費 (説明) 林業・木材産業再生緊急対策事業促進対 策費 節区分 ○報償費(謝金) ○賃金 ○旅費 ○需用費 食糧費 消耗品費 印刷製本費 燃料費 ○役務費 ○使用料および賃借料 ○備品購入費 (市町村が事業主体となる直営事業の場 合) (説明) ○○事業 節区分 ○賃金 ○原材料費 ○需用費 ○役務費 ○委託料 (市町村が事業主体として執行する請負事 業の場合) (説明) ○○事業 節区分 ○賃金 ○役務費 ○需用費 ○委託料 ○工事請負費</p>

(別表 I の 2)
 団体収支予算例示

〇〇事業収支予算 (計画) 書

収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	円	事業費〇〇円×補助率%=〇〇円
分 担 金		均等割〇人×〇円=〇〇円 〇割〇〇×〇円=〇〇円
寄 付 金		×××× 〇〇円
そ の 他		預金利子 〇〇円
借 入 金		事業費〇〇円×〇%=〇〇円 農林漁業金融公庫から
合 計		

支出の部

科 目	予 算 額	摘 要	
事 業 費	請 負 事 業 費	円 ××× 1棟〇〇円×〇棟=〇〇〇円 ××× 1基〇〇円×〇基=〇〇〇円	
	直 営 事 業 費	原 材 料 費	××× 〇個 〇〇〇円 (〇〇〇円) ××× 〇本 〇〇〇円 (〇〇〇円)
		備 品 費	××× 〇台 〇〇〇円 (〇〇〇円) ××× 〇セット〇〇〇円 (〇〇〇円)
	〇 〇 費		
	〇 〇 費		
	小 計		
	計		
事 務 費	工 事 雑 費	〇 〇 費	××× 〇個 〇〇〇円 ××× 〇本 〇〇〇円
		〇 〇 費	
	小 計		
	実 施 設 計 監 督 費	〇 〇 費	××× 〇 〇〇〇円
		〇 〇 費	××× 〇 〇〇〇円
	小 計		
計			
合 計			

(様式第1号)

番 号
年 月 日

群馬県知事 へ

住 所
事業主体 団体等の名称
代表者氏名 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業実施設計書の提出について

このことについて、群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

事業実施設計書

(参考) 提出部数

区 分	林業振興課	環境森林事務所 又は森林事務所
事業実施設計書	1部	1部

(様式第2号)

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 あて

〇〇〇〇森林事務所長 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の内示について

下記のとおり内示しますから、群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金交付要綱第9に基づき、平成 年 月 日までに補助金交付申請書を提出してください。

記

区分	既内示額	今回内示額	内示額計
林業成長産業化総合対策			円
事業費			円
			円
附帯事務費			円
			円
森林整備加速化・林業再生総合対策			円
事業費			円
			円
附帯事務費			円
			円

補助事業者名

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度林業・木材産業再生緊急対策事業補助金については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号、以下「規則」という。）第5条の規定により下記のとおり条件をつけて交付します。

平成 年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 印

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度林業・木材産業再生緊急対策事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については別に指令するところによるものとする。

林業成長産業化総合対策	補助事業に要する経費	補助金の額
既交付決定額	円	円
今回交付決定額	円	円
計	円	円
森林整備加速化・林業再生総合対策	補助事業に要する経費	補助金の額
既交付決定額	円	円
今回交付決定額	円	円
計	円	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄に記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は次のア及びイにより算出した額とする。
 - ア 市町村附帯事務費
補助事業に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）のうちいずれか低い額。
 - イ 事業費
事業主体が行う個々の事業ごとに、当該補助事業に要した実支出額に補助率（「群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金交付要綱」（平成21年8月31日林振第30106-1号、以下「交付要綱」という。）に定める補助率）を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）のうちいずれか低い額の合計額。
- 5 交付条件は、規則、交付要綱、この交付要綱において補助金の交付に関してその定めるところによるとした「森林整備加速化・林業再生事業補助金関係通達等」及び「群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金事務取扱要領」（平成21年8月31日林振第30106-2号、以下「事務取扱要領」という。）に定めるほか、次ぎのとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により設置した施設等（別表の甲欄に掲げるものをいう。以下同じ。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの。）のうち、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年の大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては、農林水産大臣が別に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。処分制限期間内に知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (3) 補助事業者は、別表の甲欄に定める補助事業により設置した施設等をそれぞれ別表の乙欄に掲げる期間（以下「転用等制限期間」という。）内に知事の承認を受けずに転用し、又は用途変更してはならない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のためあらかじめ、知事の承認を受けることができなかつた場合は、転用または用途変更後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

知事の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、別表丙欄に掲げる範囲（以下「補助金返還範囲」という。）において当該施設等の設置に要した補助金を県に返還しなければならない。

- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び施設等が、それぞれ処分制限期間及び転用等制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設の設置に要した補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業者が補助条件等に違反した場合は、補助金の全部または一部を返還させることがある。
- 7 補助事業の遂行において要綱第3の2の各号に掲げる者（以下「暴力団」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報しなければならない。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 様

住 所
事業主体 団体等の名称
代表者氏名 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業事前着工承認申請書

下記の事業について、補助金交付決定前に着工したいので承認されたく申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 事業種目
- 3 事業主体
- 4 事業費
- 5 事業量
- 6 事業実施予定期間
- 7 関係書類
 - (1) 事前着工を必要とする理由書
 - (2) 事業主体の収入予算書または収支計画書
 - (3) 事業主体の議決議事録抄本
 - (4) 実施設計書

(様式第5号)

年 月 日

契約に係る指名停止等に関する申立書

補助事業者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省及び群馬県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(様式第6号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 様

住 所
事業主体 団体等の名称
代表者氏名 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助事業着手届

下記のとおり事業に着手しました。

記

事業区分	
事業種目	設計書No
施行箇所	市町大字 宇 地内 村
直営・請負の別	
請負者(納入者)住所・氏名	
事業量	
事業費	円
請負対象額	円
契約金額	円
請負比率	%
入札(購入)差額金	円
差額金の使途	
契約年月日	
工期	

注 1 請負契約書写添付
2 請負比率は小数点以下3位切捨、2位止め

(様式第7号)

群馬県指令 第 号

補助事業者名

平成 年 月 日付け 第 号をもって変更承認申請（以下「変更承認申請書」という。）のあった平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第9条第1項の規定により、次のとおり変更決定する。

平成 年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 印

- 1 変更の対象となる事業は、変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号による交付決定通知のとおりとする。
- 2 変更後における補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業区分	補助事業に要する経費	補助金の額
	円	円

(様式第8号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 様

住 所
事業主体 団体等の名称
代表者氏名 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業遂行状況報告書

平成 年 月 日現在の事業遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業区分	事業種目	計 画		出 来 高		進捗率 B/A	工 期	備 考
		事 業 量	事業費A	事 業 量	事業費B			
			円		円	%		

注 備考欄へ現地、現物の完成年月日を記載すること。

(様式第9号)

番 号
年 月 日

林業振興課長 あて

〇〇〇〇森林事務所長 印

平成 年度 林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の
繰越承認申請について（協議）

このことについて、下記の事業主体から別添のとおり繰越承認申請書の提出があり、内容を審査したところ、やむを得ないと認められることから、同補助金事務取扱要領第3の9（1）により協議します。

記

- 1 事業主体名
- 2 事業内容

(様式第10号)

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 へ

〇〇〇〇森林事務所長 印

繰越承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号により申請のあった平成 年度林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の繰越について、別紙のとおり承認されましたので通知します。

なお、繰越額が確定しましたら、要綱第11第2項の規定に基づき、繰越額確定計算書を提出してください。

(様式第11号)

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 へ

〇〇〇〇森林事務所長 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の交付について

平成 年 月 日付け、第 号で概算払請求のあったこのことについて、平成 年 月 日付けをもって補助金 円を交付したので通知します。

(様式第12号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 様

住 所
事業主体 団体等の名称
代表者氏名 印

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業完了届

下記のとおり事業が完了しました。

記

事業区分			
事業種目		設計書No	
施工箇所			
請負、直営の別 請負者住所・氏名			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
事業費	円		
事業量			

(様式第13号)

出来高調書

請負者 (納入者) 住所氏名					検査年月日			
					区分	職	氏名	印
工事名 (品名)					検査者			
工事場所 (納入場所)					立合者			
請負代金額	円				事業主体長			
名称	寸法	設計数量	出来高歩合	出来高数量	単位	単価	金額	備考
						円	円	
計								
出来形部分相当額							A	円
部分払限度額							B	円
前回までの部分払支払額							C	円
差引今回支払限度額							$D = (B - C)$	円

注 1 前払金の支払をしているときの部分払限度額Bに記載する金額は次の算式による。

$$A \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

2 前払金の支払をしていないときの部分払限度額Bに記載する金額は出来高部分相当額に対する10分の9以内の額とする。

(様式第14号)

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業完成調書

市 町 村 名		設計書No				
事業区分						
事業種目						
事業主体および代表者						
施行箇所						
事業費		円				
工事等	請負額		円			
	請負人住所氏名					
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
	事業の概要					
	事業内容	別冊出来形設計書のとおり				
機械等	購入額		円			
	納品者住所氏名					
	納入期間					
	事業の概要					
	事業内容	別冊出来形設計書のとおり				
所見	工事等	工事出来形の適否		機械等	購入品目の良否	
		設計外工事の有無			設計外品目の有無	
		手直し補修の有無			部品取替等の有無	
		許可、認可等の有無				
指摘事項						
結果						
立会者						

平成 年 月 日

を行った結果は上記のとおりでした。

平成 年 月 日

事業実施主体の長 様
(〇〇〇〇森林事務所長)

検査者
職 氏 名

(様式第15号)

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業精算確認調書

- 1 事業主体名
- 2 事業区分
- 3 補助金交付申請および交付決定

補助金交付申請		県からの交付決定	
年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
	円		円
計			

- 4 事業主体への補助金交付決定状況

事業主体名	交付決定年月日	交付決定額
		円
計		

- 5 予 算

区 分	国・県補助金	市 町 村 費	計	備 考
事業費	円	円	円	
附帯事務費				
計				

- 6 事業主体における補助金受入れ状況

年 月 日	金 額	備 考
	円	
計		

- 7 支 出 明 細

事業種目	事業費	国補助金	県 費	市町村費	その他	備 考
	円	円	円	円	円	
計						

平成 年 月 日確認を行った結果は上記のとおりでした。

平成 年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 様

確認者

職 氏 名

(様式第16号)

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業主体別実施状況調査

1 事業主体名および代表者名

2 事業区分

3 事業種目 (設計書番号)

4 事業費 円

内 訳	国補助金	県 費	市町村費	公庫資金	自己調達
	円	円	円	円	円

5 事業内容

事業内容	工 期
	年 月 日 ~ 年 月 日

6 補助金交付申請および交付決定

補助金交付申請		県からの交付決定	
年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
	円		円
計			

7 補助金受入れ状況

年 月 日	金 額	備 考
	円	
計		

8 負担金の調達状況

資 金 名	借 入 先	年 月 日	金 額	備 考
			円	
計				

注 つなぎ資金は、() を付し返済年月日を備考欄に記入する。
取扱金融機関名 ()

9 契約および支払状況

工事名	請負者 (納入者) 住所氏名	契 約		支 払 状 況		備考
		年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
			円		円	
計						

- 注 1 工事請負費、機械器具購入費、工事雑費、実施設計費を記載し、その合計が精算事業費と一致するように記載する。
 2 直営事業は工事名の欄に決定状況（労務費、資材費等）を記載する。
 3 未払分については、金額に（ ）を付して記載する。

(様式第17号)

群馬県指令 第 号

補助事業者名

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定した平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業に対する補助金の額は、平成 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき次のとおり確定する。

平成 年 月 日

〇〇〇〇森林事務所長 印

事業区分	補助金事業に要する経費	補助金交付決定額	補助金確定額
	円	円	円

(様式第18号)

番 号
年 月 日

林業振興課長

〇〇〇〇森林事務所長

平成 年度群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業精算報告書

下記のとおり精算したので報告します。

記

1 事業の区分

2 事業の成績

3 事業完了年月日

4 添付書類

(1) 出来高設計書

(2) 補助金精算確認調書

(3) 事業主体別実施状況調書

(様式第3号) 別表

補助事業により設置した施設等

甲	乙	丙
作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該連絡道及び作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助金目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
育林等 (新植、保育、肥培 枝打、間伐)	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地の全部又は一部が転用されたとき。(当該林地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。) なお、間伐については、森林整備加速化・林業再生事業の運用について第1の別表1の2の(2)の②のウの(ア)に該当し、これに違反したとき。	全部又は一部
貯木場 (附帯道路、増設・ 舗装を含む) ストックポイント 駐車場(附帯道路を 含む) 空輸作業基地 作業ポイント その他土地整備 (大蔵省令に定める ものを 除く)	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

(参考様式1)

建設及び機械関係事業実施設計書様式

平成 年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">設計書番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施年度</td> <td style="text-align: center;">平成 年度</td> </tr> </table>	設計書番号		市町村名		実施年度	平成 年度	
設計書番号								
市町村名								
実施年度	平成 年度							
<p>群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業実施設計書</p> <p>事業種目:</p> <p>施設内容:</p> <p>事業主体 _____</p> <p>所在地 _____</p>								
設計及び審査								
設 計	所属機関名	氏名	印					
審 査	都道府県				市町村又は都道府県の出先機関			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(注) 1建物の審査者については、できるだけ建築士の資格を有する職員が審査をするものとする。

(1)総括表

1	施 行 箇 所	
2	事 業 量	
3	事 業 費	千円
4	工 事 の 概 要	
5	施 行 方 法	
6	施 工 期 間	自 平 成 年 月 至 平 成 年 月
7	施 工 後 の 管 理 方 法	
	特 記 事 項	

- (注) 1 この様式は建物のみの場合又は建物に附帯して機械器具を整備する場合に適用する。
 2 特記事項には、事業の経済効果又は利用上の便宜が特に著しい場合の増築併設又は古材の使用等の有無、その他事業の推進に当たって特に問題となるような事項の概要について記載する。

(2)施工区分別事業費内訳

(単位:千円)

施 設 名	工事(機械)区 分	構造又は規 格	規模又は数 量	金 額	備 考
(例) 木材処理加工施設	敷地造成		m2		明細表-1
	作業用建物		m2		明細表-2
	管理棟		m2		明細表-3
	〇〇用機械施設		m2		明細表-4
計					

- 1 本表は、事業種目又は施工箇所の異なる個々の事業ごとの事業費積算の総括表として作成する。
 2 工事(機械)区分には、建物、建築物については原則として1棟又は1施設ごとの事業内容を明らかにするが、機械器具については用途別に一括計上する。
 3 備考欄には、工事費又は経費の明細書の表番号を記載する。

(3) 工事費又は経費明細

〇〇工事明細表

工種又は種目	規格 (寸法)	数量	単位	単価 円	金額 千円	備考

(注)この明細表は、建物、構築物の場合に適用する。

〇〇経費明細表

品目	型式	数量	単位	単価 (円)	金額 (千円)	備考
			m3			

(注)この明細書は、建物に附帯して設置する機械器具の場合に適用する。

(4)単価表

〇〇費単価表

名称又は種別	規格寸法	数量	単位	単価 円	金額 千円	備考

(注)この表は、(3)の〇〇工事明細表の工種又は種目の積算の複雑なものについて作成する。

(参考様式2)

木質バイオマス安定調達コスト支援事業実施設計書様式

平成 年度

設計書番号	
市町村名	
実施年度	平成 年度

群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業実施設計書

事業種目：木質バイオマス調達等支援

内容：木質バイオマス安定調達コスト支援

事業主体名 _____

所在地 _____

設計及び審査

設 計	所属機関名				氏名			印
審 査	都道府県				市町村又は都道府県の出先機関			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印

(1)総括表

1	事業箇所	
2	事業量	m3
3	事業費	千円
4	事業の概要	(1)協定の締結者 (2)協定に基づく燃料用間伐材等の伐採・搬出予定箇所及びチップ等加工箇所 (3)供給、利用計画等 (4)運用計画 ※別添としてフロー図を添付
5	事業期間	自平成 年 月 至平成 年 月
	特記事項	

- (注) 1 事業箇所は、未利用木質バイオマスの集荷範囲や実施箇所等を記載する(市町村または具体的な地区名等)。
 2 協定の締結者は、「協議会構成員/〇〇森林組合、〇〇製材工場(チップ加工業者)」などと記載する。別紙で一覧添付としても可。
 3 伐採・搬出予定箇所は、市町村を記載する。
 4 供給、利用計画等は、年間の木質バイオマス供給量、利用量等を数値で記載する(別紙可)。
 5 運用計画については、燃料供給の対象となる利用施設の名称や施設管理者名、供給体制や利用促進の取り組み等を記載する。
 また、必要に応じて利用施設が作成した事業計画等を添付する。

(2)区分別事業費内訳

(単位:m3、千円)

事業種目	区分	数量	金額	備考
木質バイオマス調達等支援 木質バイオマス安定調達コスト支援	原木生産 (伐採、搬出など)			
	運搬			
	木質バイオマス生産			
計				

(3) 事業費の算定

① 原木生産(伐採、搬出など)

協定名称	年間取引量(A) (m ³)	補助単価(B) (円/m ³)	金額(C)=(A)×(B) (千円)
計			

(注)補助単価(B)は①、②、③合わせて3,000円以内とする。金額(C)は千円未満切り捨て。

② 運搬

協定名称	年間取引量(A) (m ³)	補助単価(B) (円/m ³)	金額(C)=(A)×(B) (千円)
計			

(注)補助単価(B)は①、②、③合わせて3,000円以内とする。金額(C)は千円未満切り捨て。

③ 木質バイオマス生産

協定名称	年間取引量(A) (m ³)	補助単価(B) (円/m ³)	金額(C)=(A)×(B) (千円)
計			

(注)補助単価(B)は①、②、③合わせて3,000円以内とする。金額(C)は千円未満切り捨て。

(4) 安定取引協定内容

締結者	(社名、代表者、住所、電話番号)
協定期間	
供給予定量	
規格(樹種、形状)	
価格	
価格の決定方法	
その他	

添付書類：安定取引協定の写し